

令和7年南砺市議会定例会
令和8年2月会議
議案 参考資料

【条例等 新旧対照表】

令和8年2月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	23号	機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	3
議案第	24号	南砺市職員等の旅費に関する条例の全部改正について……………	10
議案第	25号	南砺市協働のまちづくり支援センター条例の一部改正について……	14
議案第	26号	南砺市附属機関設置条例の一部改正について……………	15
議案第	27号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について……………	17
議案第	28号	南砺市積立基金条例の一部改正について……………	20
議案第	29号	南砺市火入れに関する条例の一部改正について……………	21
議案第	30号	南砺市水道事業給水条例の一部改正について……………	24
議案第	31号	南砺市下水道条例の一部改正について……………	25
議案第	32号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	26
議案第	33号	南砺市国見公園条例等の一部改正等について……………	27

南砺市行政組織条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(総合政策部の分掌事務)</p> <p>第2条 総合政策部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市政の<u>総合企画及び調整</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 環境政策に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(市民協働部の分掌事務)</p> <p>第4条 市民協働部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> 市民協働に関すること。</p>	<p>(総合政策部の分掌事務)</p> <p>第2条 総合政策部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市政の<u>総合的な企画及び調整並びに人口対策</u>に関すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(市民協働部の分掌事務)</p> <p>第4条 市民協働部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 国民健康保険に関すること。</u></p> <p><u>(3) 国民年金に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) 環境政策に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> 市民協働及び男女共同参画に関すること。</p>	<p>分掌事務に係る規定の改正</p> <p>機構改革に伴う分掌事務の削除及び号の繰上</p> <p>機構改革に伴う分掌事務の追加及び号の繰下</p> <p>同上</p> <p>分掌事務に係る規定の改正</p>

<p>(6) <u>住宅に関すること。</u> (ブランド戦略部の分掌事務)</p> <p>第5条 ブランド戦略部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>文化及び世界遺産に関すること。</u> (ふるさと整備部の分掌事務)</p> <p>第6条 ふるさと整備部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>建築</u>に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(地域包括医療ケア部の分掌事務)</p> <p>第7条 地域包括医療ケア部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>国民健康保険に関すること。</u></p> <p>(8) <u>国民年金に関すること。</u></p>	<p>(ブランド戦略部の分掌事務)</p> <p>第5条 ブランド戦略部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(ふるさと整備部の分掌事務)</p> <p>第6条 ふるさと整備部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>住宅及び建築</u>に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(地域包括医療ケア部の分掌事務)</p> <p>第7条 地域包括医療ケア部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>機構改革に伴う 分掌事務の削除</p> <p>同上</p> <p>機構改革に伴う 分掌事務の追加</p> <p>機構改革に伴う 分掌事務の削除</p>
--	--	--

南砺市環境審議会条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>総合政策部エコビレッジ推進課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第7条 審議会の庶務は、<u>市民協働部市民協働課</u>において処理する。</p>	<p>機構改革に伴う 改正</p>

南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、総務部<u>行革・施設管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>機構改革に伴う改正</p>

南砺市指定管理者評価委員会条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、総務部<u>行革・施設管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第6条 委員会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>機構改革に伴う改正</p>

南砺市行政改革推進委員会条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総務部<u>行革・施設管理課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>機構改革に伴う 改正</p>

南砺市都市計画審議会条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、ふるさと整備部<u>道路整備課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、ふるさと整備部<u>都市整備課</u>において処理する。</p>	<p>機構改革に伴う 改正</p>

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正案	備考						
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 667 927 903"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 667 344 715">区分</th> <th data-bbox="344 667 927 715">費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 715 344 810">議長</td> <td data-bbox="344 715 927 810">市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 810 344 903">副議長及び議員</td> <td data-bbox="344 810 927 903">副市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用弁償	議長	市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額	副議長及び議員	副市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として南砺市職員等の旅費に関する条例(令和8年南砺市条例第 号)の規定により市長等に支給する旅費の額に相当する額を支給する。</p>	<p>費用弁償に係る規定の整備</p>
区分	費用弁償							
議長	市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額							
副議長及び議員	副市長が南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により支給を受ける旅費の額に相当する額							

南砺市証人等の実費弁償に関する条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正案	備考
<p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第3条 実費弁償の額及び支給方法は、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(平成16年南砺市条例第50号)</u>の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、日当については、1日につき3,000円を超えない範囲内で市長の定める額を支給する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第3条 実費弁償の額及び支給方法は、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(令和8年南砺市条例第 号)</u>の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 (略)</p>	<p>実費弁償に係る規定の整備</p>

南砺市消防団条例新旧対照表（附則第8項関係）

現行	改正案	備考
<p>(旅費)</p> <p>第18条 消防団員が公務のため旅行するときは、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(平成16年南砺市条例第50号)</u>を準用して旅費を支給する。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第18条 消防団員が公務のため旅行するときは、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(令和8年南砺市条例第 号)</u>を準用して旅費を支給する。</p>	<p>字句の修正</p>

南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第8項関係）

現行	改正案	備考
<p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(平成16年南砺市条例第50号)</u>の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における6級以下に相当するものとする。</p>	<p>(公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、<u>南砺市職員等の旅費に関する条例(令和8年南砺市条例第 号)</u>の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表における6級以下に相当するものとする。</p>	<p>字句の修正</p>

南砺市協働のまちづくり支援センター条例新旧対照表

現行	改正案	備考										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 協働のまちづくり支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="248 520 943 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 520 651 568">名称</th> <th data-bbox="651 520 943 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 568 651 663">南砺市協働のまちづくり支援センター</td> <td data-bbox="651 568 943 663">南砺市山見1739番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 663 651 758">南砺市協働のまちづくり第2支援センター</td> <td data-bbox="651 663 943 758">南砺市福光1137番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南砺市協働のまちづくり支援センター	南砺市山見1739番地2	南砺市協働のまちづくり第2支援センター	南砺市福光1137番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 協働のまちづくり支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="965 520 1659 663"> <thead> <tr> <th data-bbox="965 520 1368 568">名称</th> <th data-bbox="1368 520 1659 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="965 568 1368 663">南砺市協働のまちづくり支援センター</td> <td data-bbox="1368 568 1659 663">南砺市山見1739番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	南砺市協働のまちづくり支援センター	南砺市山見1739番地2	<p>第2支援センターの廃止</p>
名称	位置											
南砺市協働のまちづくり支援センター	南砺市山見1739番地2											
南砺市協働のまちづくり第2支援センター	南砺市福光1137番地											
名称	位置											
南砺市協働のまちづくり支援センター	南砺市山見1739番地2											

南砺市附属機関設置条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)			附属機関の追加 及び削除
執行機関	附属機関	所掌事務	執行機関	附属機関	所掌事務	
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)	
	平・上平地域義務教育学校設置協議会	平・上平地域における義務教育学校の創設に関する事項について審議する事務		南砺市立学校のあり方検討委員会	南砺市立学校の将来のあり方に関する事項について審議する事務	
	福光地域学校統合検討委員会	福光地域における小学校及び中学校の今後のあり方に関する事項について審議する事務				
	城端地域学校のあり方検討委員会	城端地域における小学校及び中学校の今後のあり方に関する事項について審議する事務				
別表第2(第2条関係)			別表第2(第2条関係)			
附属機関の類型		所掌事務	附属機関の類型		所掌事務	

<p>計画等の策定等に係るもの</p>	<p>計画的な市政の運営を図るための各種計画、対策、施策等(以下「計画等」という。)の検討、策定、変更又は当該計画等の進捗状況に関する事項について審議する事務</p>	<p>計画等の策定等に係るもの</p>	<p>計画的な市政の運営を図るための各種計画、対策、施策等(以下「計画等」という。)の検討、策定、変更又は当該計画等の進捗状況に関する事項について審議する事務</p>	<p>附属機関の種類の追加</p>
		<p><u>各地域における市立学校の今後のあり方に関する事項等を協議するもの</u></p>	<p><u>南砺市立学校のあり方検討委員会の提言に基づく市内の各地域の市立学校の今後のあり方に関する事項又は当該事項に基づいて設置を決定した市立学校の創設に関する事項について審議する事務</u></p>	

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																										
<p>(費用弁償の額)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。</p> <p>2 費用弁償の支給方法は、南砺市職員等の旅費に関する条例(平成16年南砺市条例第50号)の規定により旅費の支給を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 868 934 1345"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬</th> <th>費用弁償</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td rowspan="4">南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>識見を有する者から選任された委員</td> <td>日額 13,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬	費用弁償	教育委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額	選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円	委員	日額 8,000円	臨時委員	日額 5,000円	公平委員会	委員	日額 8,000円		非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円		<p>(費用弁償の額)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として南砺市職員等の旅費に関する条例(令和8年南砺市条例第 号)の規定により一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額を支給する。</p> <p>2 費用弁償の支給方法は、南砺市職員等の旅費に関する条例の規定により旅費の支給を受ける職員の例による。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="952 868 1494 1345"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>臨時委員</td> <td>日額 5,000円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会</td> <td>委員</td> <td>日額 8,000円</td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>識見を有する者から選任された委員</td> <td>日額 13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		報酬	教育委員会	委員	日額 8,000円	選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円	委員	日額 8,000円	臨時委員	日額 5,000円	公平委員会	委員	日額 8,000円	非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円	<p>費用弁償に係る規定の整備</p> <p>字句の修正</p> <p>費用弁償に係る表の改正</p>
区分		報酬	費用弁償																																									
教育委員会	委員	日額 8,000円	南砺市職員等の旅費に関する条例の規定による副市長に支給する旅費相当額																																									
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円																																										
	委員	日額 8,000円																																										
	臨時委員	日額 5,000円																																										
公平委員会	委員	日額 8,000円																																										
非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円																																										
区分		報酬																																										
教育委員会	委員	日額 8,000円																																										
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円																																										
	委員	日額 8,000円																																										
	臨時委員	日額 5,000円																																										
公平委員会	委員	日額 8,000円																																										
非常勤の監査委員	識見を有する者から選任された委員	日額 13,000円																																										

	議員のうちから選任された委員	日額 8,000円			議員のうちから選任された委員	日額 8,000円	
農業委員会	会長	基本給 日額 8,000円	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額	農業委員会	会長	基本給 日額 8,000円	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
		委員				基本給 日額 8,000円	
	農地利用最適化推進委員	基本給 日額 6,000円	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額		農地利用最適化推進委員	基本給 日額 6,000円	農地利用最適化事業分 市長が別に定める額
固定資産評価審査委員会	委員	日額 8,000円		固定資産評価審査委員会	委員	日額 8,000円	

選挙長	国会議員の選挙	予算に定めら	選挙長	国会議員の選挙等		
投票所の投票管理者	等の執行経費の	れた範囲内で	投票所の投票管理者	の執行経費の基準		
期日前投票所の投票管理者	基準に関する法	任命権者が市	期日前投票所の投票管理者	に関する法律(昭		
開票管理者	律(昭和25年法	長と協議して	開票管理者	和25年法律第179		
投票所の投票立会人	律第179号)第14	定める額	投票所の投票立会人	号)第14条第1項に		
期日前投票所の投票立会人	条第1項に掲げ		期日前投票所の投票立会人	掲げる額。ただし、		
開票立会人	る額		開票立会人	投票所の投票立会		投票立会人が立
選挙立会人			選挙立会人	人又は期日前投票		会時間内に交替
附属機関の委員その他の構	予算に定められ			所の投票立会人が		する場合の報酬
成員	た範囲内で任命			立会時間内に交替		の額に関する規
その他の特別職の職員	権者が市長と協			する場合は、当該		定の追加
	議して定める額			額の範囲内で立会		
				時間に応じて任命		
				権者が市長と協議		
				して定める額		
			附属機関の委員その他の構	予算に定められた		
			成員	範囲内で任命権者		
			その他の特別職の職員	が市長と協議して		
				定める額		

南砺市積立基金条例新旧対照表

現行		改正案		備考
別表第2(第2条、第5条関係)		別表第2(第2条、第5条関係)		Uターン就職奨学基金の廃止
名称	目的	名称	目的	
(略)	(略)	(略)	(略)	
公共施設再編基金	公共施設再編計画の確実な実行に充てるため、資金を積み立てること。	公共施設再編基金	公共施設再編計画の確実な実行に充てるため、資金を積み立てること。	
Uターン就職奨学基金	奨学資金の貸与を受けた者の返還額を助成し、Uターン就職及び市内での定住の推進に資するため、資金を積み立てること。	商工観光振興基金	地域の商工業の振興及び観光事業の推進に資するため、資金を積み立てること。	
商工観光振興基金	地域の商工業の振興及び観光事業の推進に資するため、資金を積み立てること。	(略)	(略)	
(略)	(略)			

南砺市火入れに関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、南砺市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始日の10日前までに、火入許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)<u>2通</u>に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、<u>当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ</u>、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、<u>森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、南砺市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号。<u>以下「法」という。</u>)第21条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第2条 <u>法第21条第1項の規定に基づき</u>火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始日の10日前までに、火入許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、<u>前条の規定による申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ</u>、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 火入れの目的が、<u>法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。</u></p>	<p>略称規定の追加</p> <p>同上</p> <p>申請に係る規定の改正</p> <p>字句の修正</p> <p>略称規定の追加</p>

<p>(2) (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>森林法</u>第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第2号)を交付するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、火入れの許可をするときは、<u>法</u>第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第2号)を交付するものとする。</p>	<p>略称規定の追加</p>
<p>2 (略)</p> <p>(許可後における指示)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>森林法</u>第21条の規定に基づき、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(許可後における指示)</p> <p>第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、<u>法</u>第21条の規定に基づき、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p>	<p>同上</p>
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の間中であっても、強風注意報、<u>乾燥注意報</u>又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の間中であっても、強風注意報、<u>暴風警報</u>、<u>暴風特別警報</u>若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、又は<u>林野火災に関する注意報</u>若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p>	<p>気象に関する注意報及び警報の整理</p>
<p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>、又は強風注意報、<u>乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときは、速やか</p>	<p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合</u>又は強風注意報、<u>暴風警報</u>、<u>暴風特別警報</u>若しくは<u>乾燥注意報</u>が発表され、若</p>	<p>気象に関する注意報及び警報の整理及び字句の</p>

に消火しなければならない。

しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発
令された場合には、速やかに消火しなければならない。

修正

南砺市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>災害時等における給水装置工事の施行に係る特例の追加</p>

南砺市下水道条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>災害時等における排水設備工事の施行に係る特例の追加</p>

南砺市消防団条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(定員) 第3条 消防団員の定員は、 <u>1,050</u> 人とする。	(定員) 第3条 消防団員の定員は、 <u>1,030</u> 人とする。	定員数の改正

南砺市国見公園条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国見公園の名称及び位置は、次のとおりとし、<u>別表の施設を置く。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 南砺市国見公園の<u>施設で別表に定める施設(以下「施設」という。)</u>を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用は許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>建物、附属施設、器具等を損傷するおそれがあると認めたと</u>き。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用許可の変更及び取消し)</p> <p>第6条 <u>施設の利用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、</u>利用許可の条件を変更し、又は利</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国見公園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 南砺市国見公園の(以下「公園」という。)の<u>全部又は一部を占有して</u>利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用は許可しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 附属施設、器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(利用許可の変更及び取消し)</p> <p>第6条 <u>市長は、利用者が公園の利用に際し、利用許可の条件に違反したときは、</u>利用許可の条件を変更し、又は</p>	<p>施設の廃止</p> <p>利用の許可に関する規定の改正</p> <p>施設の廃止に伴う規定の改正</p> <p>利用許可の変更等に関する規定</p>

<p>用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても、その責めを負わない。</p> <p><u>(1) 第8条に規定する事由が発生したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p>(使用料)</p>	<p>利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても、その責めを負わない。</p> <p>(使用料)</p>	<p>の改正</p>
<p><u>第7条 利用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。</u></p> <p>(使用料の減免)</p>	<p><u>第7条 公園の使用料は徴収しないものとする。</u></p>	<p>施設の廃止に伴う規定の改正 同上</p>
<p><u>第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(原状回復)</p>	<p>(原状回復)</p>	
<p><u>第9条 利用者が施設の利用を終わったときは、直ちに整理、清掃し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。</u></p>	<p><u>第8条 利用者が公園の利用を終わったときは、直ちに整理、清掃し、一切を原状に回復して係員の点検を受けなければならない。</u></p>	<p>施設の廃止に伴う規定の改正及び条の繰上</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(賠償責任)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(賠償責任)</p>	
<p><u>第10条 施設の利用中に、建物附属設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は損害額を賠償しなければならない。</u></p>	<p><u>第9条 公園の利用中に、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は損害額を賠償しなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>(委任)</p> <p><u>第11条 (略)</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>	<p>条の繰上</p>

別表(第2条、第3条、第7条関係)

施設名	時間	使用料の額	摘要
国見ヒュッテ	1泊	1人 310円	
国見バーベキュー棟	1日	鉄板1枚及び炭 1式 1,570円	10人用台 2台
		大人1人 210円	6人用台 3台
		小人1人 100円	

施設の廃止

用に引き続き日帰りの利用をする場合にあっては、
午後2時から翌日の午前11時まで)

(2) 日帰り 午前11時から午後4時まで

2 休憩所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。

3 艇庫、ビジターセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前3項の利用時間を臨時に変更することができる。

別表(第13条関係)

施設名	区分	金額
広場緑地等利用 施設コテージ	宿泊(1棟につき)	8人まで 24,440円
		1人追加ごと 2,440円
	日帰り(1棟につき)	10人まで 9,620円
		1人追加ごと 950円
湖面艇	1艇1日につき	5,230円
オートキャンプ	宿泊(1区画1泊につき)	6,370円
サイト	日帰り(1区画1日につき)	3,180円
シャワー室	1人1回につき	100円

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用時間を臨時に変更することができる。

別表(第13条関係)

施設名	区分	金額
湖面艇	1艇1日につき	5,230円

施設の廃止に伴う別表の改正

南砺市赤祖父レイクサイドパーク条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) レイクサイドパークの利用に係る利用料金の収納に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、レイクサイドパークの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 <u>利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、別表第2に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。</u></p> <p><u>3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 <u>指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第12条 <u>既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、レイクサイドパークの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u></p>	<p>利用料金に係る規定の削除</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 利用許可の取消し又は変更を願い出たものについて、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第13条 (略)

(損害賠償)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

別表第1(第2条関係) レイクサイドパークの名称及び位置

名称	位置
パットゴルフ場	南砺市井口字持掛谷50番地他
バーベキュー場	南砺市宮後字焼山
テニス場	南砺市井口字持掛谷
丸山展望台	南砺市井口田屋字丸山9番地1他
子供の広場	南砺市井口字持掛谷38番地

(原状回復)

第10条 (略)

(損害賠償)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表第1(第2条関係) レイクサイドパークの名称及び位置

名称	位置
パットゴルフ場	南砺市井口字持掛谷50番地他
テニス場	南砺市井口字持掛谷
丸山展望台	南砺市井口田屋字丸山9番地1他
子供の広場	南砺市井口字持掛谷38番地他

条の繰上

同上

同上

施設の廃止

	他	集いの広場	南砺市井口字持掛谷40番地 他	施設の廃止に伴う 利用料金表の 削除
集いの広場	南砺市井口字持掛谷40番地 他	太公望の広場	南砺市井口字持掛谷	
太公望の広場	南砺市井口字持掛谷	椿散策路	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他	
椿散策路	南砺市井口田屋字丸山9番地 1他	野外ステージ	南砺市井口字持掛谷5番地5	
野外ステージ	南砺市井口字持掛谷5番地5			
別表第2(第10条関係) 利用料金				
名称	利用料金			
バーベキュー場	鉄板等1セット当たり 2,090 円			